

公 告

このたび、防府市大字大崎地内を受益地とする県営玉泉地区農村地域防災減災事業の施行を申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、法第85条第6項の規定により、この旨を公告し、その協議に係る書類を下記のとおり縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業に意見のある者は、法第85条第7項の規定により、当該事業施行申請人あてに下記の方法にて意見書を提出してください。

令和7年11月20日

県営玉泉地区土地改良事業施行申請人
(別紙のとおり)

記

- 1 縦覧に供する書類
県営玉泉地区農村地域防災減災事業計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間
令和7年11月21日から令和7年12月10日まで
- 3 縦覧の場所
防府市産業振興部農林漁港整備課
防府市のウェブサイト
- 4 意見書の提出方法
防府市産業振興部農林漁港整備課に書面にて提出